

○桑名市低入札価格調査実施要綱

平成24年 5月25日

告示第104号

改正 平成25年 2月26日告示第39号

平成25年 7月24日告示第131号

平成27年 9月25日告示第196号

平成29年 3月21日告示第61号

平成30年 3月19日告示第66号

令和元年10月31日告示第65号

令和 4年12月 5日告示第242号

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市が発注する建設工事について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)又は同令第167条の10の2第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときに行う調査(以下「低入札価格調査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この告示の対象となる工事は、次の各号に掲げるものとする。ただし、市長が特に認める工事は、この限りでない。

- (1) 令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式により競争入札に付す建設工事
- (2) 設計金額1億円以上の建設工事
- (3) 設計金額1億円未満の建設工事で制度の適用が必要と認められるもの

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、別表第1の調査基準価格の算定式により算出された価格(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、調査基準価格は予定価格(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税に相当する額を除いた額をいう。次条第2項において同じ。)の10分の7.5以上の範囲とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

2 市長は、前項の規定により算出された調査基準価格を桑名市契約規則(平成16年桑名市規則第55号)第9条第2項に規定する予定価格調書に併せて記載しなければならない。

(失格基準価格)

第4条 失格基準価格は、調査基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される金額をいうものとし、失格基準価格を下回る入札が行われた場合には、調査を実施することなく、当該入札を失格とする。

2 失格基準価格は、別表第2の失格基準価格の算定式により算出された価格(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。この場合において、失格基準価格は予定価格の10分の7.5以上の範囲とし、10分の7.5を下回るときは10分の7.5(その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

3 市長は、前項の規定により算出された失格基準価格を桑名市契約規則第9条第2項に規定する予定価格調書に併せて記載しなければならない。

(見積内訳等の検討に係る判断基準)

第5条 見積内訳等の検討に係る判断基準は、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格であっても、失格とする基準をいうものとし、別表第3に掲げる判断基準を全て満たさない場合は、当該入札を失格とする。

(入札参加者への周知)

第6条 市長は、低入札価格調査の対象とする契約に係る競争入札を行おうとする場合は、入札の公告又は指名通知書に次に掲げる事項を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

- (1) 本告示の適用があること。
- (2) 価格又は価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）が行った入札が、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格（以下「低入札価格」という。）に該当する場合、当該事業者は、市が指定した期限までに、低入札価格調査に必要な書類を提出し、低入札価格調査に応じなければならないこと。
- (3) 低入札価格で入札した者は、最低価格入札者であっても落札者（入札参加資格の審査を開札後に行う競争入札の場合は、落札候補者。以下同じ。）とならない場合があること。
- (4) 低入札価格で契約を締結する場合、桑名市契約規則第33条の規定にかかわらず、契約保証金を契約金額の10分の3以上とすること。
- (5) 低入札価格で契約を締結する場合、桑名市契約規則第49条の規定にかかわらず、前払金の限度額を契約金額の10分の2とすること。
- (6) 低入札価格で契約を締結する場合、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の他に、当該公告において主任技術者又は監理技術者に求めた資格を有する者を、専任の担当技術者として1人追加配置しなければならないこと。

（入札の執行）

第7条 入札の結果、最低価格入札者が行った入札が低入札価格に該当する場合、落札者の決定を保留するとともに、入札参加者全員にその旨を通知し、入札を終了するものとする。

（低入札価格調査の実施）

第8条 前条の入札が行われた場合、当該工事担当課長及び契約監理課長は、速やかに低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、低入札価格で入札を行った者から次に掲げる資料の提出を求めるほか、事情聴取、関係機関への照会により行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式第1号）
- (2) 入札価格算定に係る見積内訳書（本市工事設計書に準じた様式）
- (3) 下請業者計画書（様式第2号）及び施工体系図（様式第3号）
- (4) 配置予定技術者名簿（様式第4号）
- (5) 契約対象工事付近における手持ち工事（様式第5号）
- (6) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連（様式第6号）
- (7) 手持ち資材の状況（様式第7号）
- (8) 資材購入先との関係（様式第8号）
- (9) 手持ち機械数の状況（様式第9号）
- (10) 労務者の確保計画（様式第10号）
- (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況（様式第11号）
- (12) 建設副産物の処分計画（様式第12号）
- (13) その他必要な事項

（調査結果の報告）

第9条 当該工事担当課長及び契約監理課長は、前条の規定による調査を行った結果を低入札価格調査結果報告書（様式第13号）に意見を添えて、桑名市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

（審査会の審査）

第10条 審査会は、前条の規定により当該工事担当課長及び契約監理課長から調査結果の報告があったときは、必要な審査を行うものとする。ただし、第5条の規定により失格とした場合についてはこの限りでない。

（審査結果に基づく落札者の決定等）

第11条 市長は、前条の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、その旨を通知するとともに、他の入札者に対し当該最低価格入札者が落札者となったことを通知するものとする。

2 市長は、前条の審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の入札者のうち、価格又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位

者」という。)を落札者と決定し、その旨を通知するとともに、他の入札者に対し、当該次順位者が落札者となったことを通知するものとする。ただし、次順位者の行った入札が低入札価格に該当する場合は、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

3 前項ただし書に規定する場合において、次順位者を落札者として決定しないときは、同項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

4 市長は、前条の審査の結果、落札者としなことを決定したときは、当該事業者に対しその旨を低入札価格調査結果通知書(様式第14号)により通知するものとする。

5 前項の通知を受けた事業者は、その内容について疑義があるときは、低入札価格調査結果照会(様式第15号)により照会をすることができる。

6 市長は、前項の規定により照会があったときは、低入札価格調査結果照会に対する回答(様式第16号)により、その結果を当該事業者に速やかに回答するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成25年2月26日告示第39号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の桑名市変動型最低制限価格制度試行要綱及び桑名市低入札価格調査試行要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告したものについて適用し、同日前に公告したものについては、なお従前の例による。

附 則(平成25年7月24日告示第131号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成27年9月25日告示第196号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月21日告示第61号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日告示第66号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月31日告示第65号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の桑名市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告をしたものについて適用し、同日前に入札の公告をしたものについては、なお従前の例による。

附 則(令和4年12月5日告示第242号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の桑名市低入札価格調査実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告又は入札の指名通知をしたものについて適用し、同日前に入札の公告又は入札の指名通知をしたものについては、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

調査基準価格の算定式

業種	算定式
一般土木工事	直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.75

建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。）	直接工事費×0.9×0.97+共通仮設費×0.97+（直接工事費×0.1+現場管理費）×0.9+一般管理費等×0.75
鋼橋製作・架設工	直接工事費×0.97+（間接労務費+共通仮設費）×0.97+（工場管理費+現場管理費）×0.9+一般管理費等×0.75
機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）	（直接製作費+直接工事費）×0.97+（間接労務費+共通仮設費）×0.97+（工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費等×0.75
電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）	機器単体費×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+（現場管理費+機器間接費）×0.9+一般管理費等×0.75
下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事	機器費×0.92+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.9+一般管理費等×0.75 ※ 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費とする。

※ 共通仮設費は、共通仮設費率分と積上げ分の合計とする。

※ 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、調査基準価格を算出するものとする。

#### 別表第2（第4条関係）

##### 失格基準価格の算定式

業種	算定式
一般土木工事	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.55
建築工事等（建築工事に付随する設備工事、解体工事を含む。）	直接工事費×0.9×0.95+共通仮設費×0.9+（直接工事費×0.1+現場管理費）×0.8+一般管理費等×0.55
鋼橋製作・架設工	直接工事費×0.95+（間接労務費+共通仮設費）×0.9+（工場管理費+現場管理費）×0.8+一般管理費等×0.55
機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く。）	（直接製作費+直接工事費）×0.95+（間接労務費+共通仮設費）×0.9+（工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.8+一般管理費等×0.55
電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く。）	機器単体費×0.875+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+（現場管理費+機器間接費）×0.8+一般管理費等×0.55
下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事	機器費×0.875+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+（設計技術費+現場管理費+据付間接費）×0.8+一般管理費等×0.55 ※ 直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費及び仮設費とする。

※ 共通仮設費は、共通仮設費率分と積上げ分の合計とする。

※ 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、失格基準価格を算出するものとする。

#### 別表第3（第5条関係）

##### 見積内訳等の検討に係る判断基準

##### 1 基本的判断基準

- (1) 発注者が指定した日時までに調査資料が不備なく提出されていること。
- (2) 専任の担当技術者を配置できることが確認できること。
- (3) 入札価格は適正な見積りに基づく公正な価格競争結果であること。
- (4) 下請業者からの見積りが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せのおそれなく、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (5) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積り（赤字を前

提とした見積り等) でないこと。

(6) 調査対象の事業者は調査に際し誠実で協力的であること。

## 2 見積内訳書の判断基準

見積内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等をいうものとする。ただし、建築工事については、工事仕様書の内訳、種目別内訳、科目別内訳及び細目別内訳をいうものとする。

(1) 設計内訳表の下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

	機器単体費・機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
一般土木工事	—	95%	90%	80%	55%
建築工事等	—	93.5%	90%	80%	55%
電気・通信・機械設備工	87.5%	95%	90%	80%	55%
上記以外	—	95%	90%	80%	55%

※上記各費目の算定対象は低入札価格調査基準価格の算定対象と同様とする。

(2) 設計内訳表、明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満たしていること。なお、発注者が単価表の提出を求めた場合は、単価表の数量が発注者の明示する数量を満たしていること。ただし、建築工事については数量の妥当性が確認できればこの限りでない。

(3) 設計内訳表、明細表に記載された単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。)なお、発注者が単価表、施工単価表、運転単価表等の提出を求める場合には、設計内訳表、明細表に加えて、単価表、施工単価表、運転単価表においても、単価、金額の計算の整合がとれていること。(違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。)

(4) 総合評価落札方式による場合は、技術提案に係る数量、単価、金額が見積内訳書に適正に計上されていること。この場合において、発注者が明示した見積内訳書と名称及び数量が異なっても差し支えないものとする。

(5) 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない(設計内訳表以外の端数処理は認めない。)。ただし、建築工事については見積内訳書における千円未満の端数処理は認めることとする。

(6) 材料及び製品は、設計仕様を満足する品質及び規格を有すること。

(7) 材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。

(8) 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。

(9) 建設廃棄物は、適正な搬出先、適正な処理費用が計上されていること。

※ 建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。

様式第1号（第8条関係）

当該価格で入札した理由

（注）当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、当該工事現場と事務所・倉庫との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械数の状況、下請業者等の協力などを踏まえ、記載すること。

様式第2号（第8条関係）

下請業者計画書

会社名	住所	建設業の許可		工事内容	下請金額
		建設業種	許可番号		

- (注) 1 一次下請負予定業者について記入すること。  
2 見積書等がある場合は添付すること。  
3 一次下請負予定業者がない場合は「該当なし」と記入すること。

様式第3号（第8条関係）

施工体系図

工事名称	
------	--

工期	自	年	月
	至	年	月

元請会社名	
監理技術者 (主任技術者)	
専任の担当技術者	
現場代理人	



下請 工 事	会社名	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 旬～ 年 月 旬	

下請 工 事	会社名	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 旬～ 年 月 旬	

下請 工 事	会社名	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 旬～ 年 月 旬	

下請 工 事	会社名	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 旬～ 年 月 旬	

- (注) 1 一次下請負予定業者について記入すること。  
 2 下請業者の数が多い場合など様式が適当でないときは適宜加工して記載すること。

様式第4号（第8条関係）

配置予定技術者名簿

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号	他工事との 兼務の有無	備考
現場代理人						
主任技術者□ 監理技術者□						
専任の担当 技術者						

- (注) 1 現場代理人については、資格・取得年月日・免許番号交付番号の記入は求めない。  
 2 主任技術者又は監理技術者は、「□」欄にチェックすること。  
 3 本様式に記載した技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を添付すること。  
 4 専任の担当技術者と現場代理人の兼任は認めない。  
 5 専任の担当技術者の取扱いについては別に定める「配置技術者の取扱いについて」及び「工場製作を伴う工事の技術者について」を準用するものとする。  
 6 特定建設工事共同企業体における専任の担当技術者は、公告において代表者の主任技術者又は監理技術者に求めた資格を有する者とする。なお、人員は1名とし、その者の所属については代表者、構成員の別は問わない。  
 7 特定建設工事共同企業体にあつては、備考欄に代表者、構成員の別を記入すること。  
 8 配置予定の技術者が複数のときは、様式を適宜加工して記載すること。

様式第5号（第8条関係）

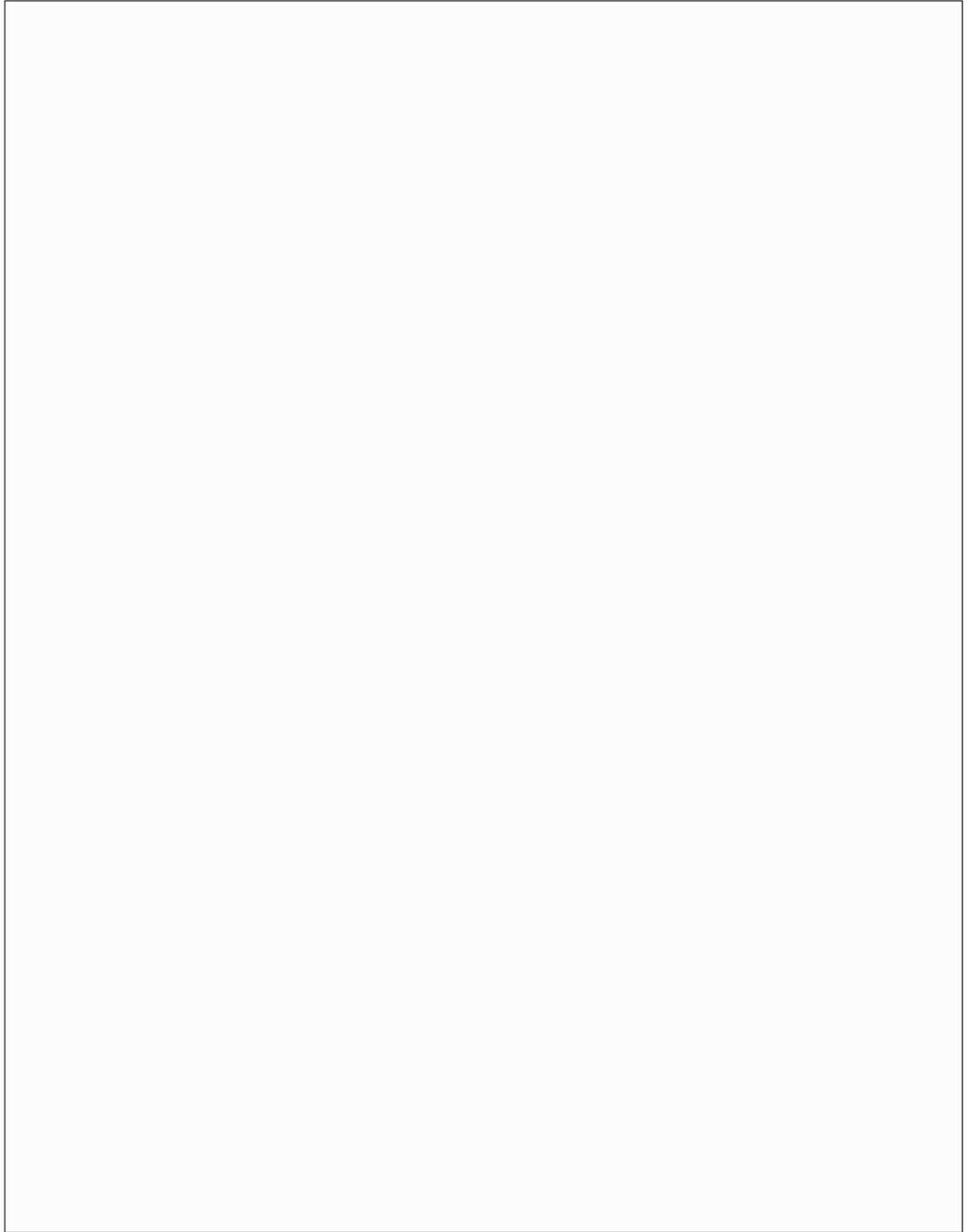
契約対象工事付近における手持ち工事

工事名	発注者	工期	請負金額	備考

- (注) 1 本様式には対象工事現場付近（半径10km程度）での手持ち工事を記入すること。  
2 対象工事の位置及び手持ち工事の位置関係が分かる図面（縮尺は自由）を添付すること。  
3 添付する図面には工事名を記入すること。  
4 対象の手持ち工事がない場合は「該当なし」と記入すること。

様式第6号（第8条関係）

契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連



- (注) 1 分かりやすい地図で契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関係を明確に記入すること。また、所在地も明らかにすること。
- 2 縮尺は問わない。











様式第12号（第8条関係）

建設副産物の処分計画

建設副産物	受入予定地	受入価格(円)
	名称： 所在地：	

- (注) 1 建設副産物がない場合は「該当なし」と記入すること。  
 2 当該工事で発生する全ての建設副産物について記入すること。  
 3 見積書等がある場合は添付すること。

様式第13号（第9条関係）

低入札価格調査結果報告書

年 月 日

桑名市入札参加資格審査会会長 様

工事担当課長 印  
契約監理課長 印

下記の工事について、桑名市低入札価格調査実施要綱第8条の規定に基づく低入札価格調査を実施した結果について、次のとおり報告します。

記

公 告 番 号		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
入 札 方 法		
入札（開札）日	年 月 日	
調 査 対 象 者	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
調 査 対 象 価 格 (税抜き)	予 定 価 格	
	調 査 基 準 価 格	
	入 札 価 格	
調 査 結 果	聴 取 日 時	
	聴 取 場 所	
	聴 取 者	
	相手方職氏名	
	調査の詳細	別紙のとおり
意 見		

## 別紙

## 調査の詳細

	調査内容	調査結果	適否
1	当該価格で入札した理由		
2	入札価格算定に係る見積内訳書		
3	下請業者計画書及び施工体系図		
4	配置予定技術者名簿		
5	契約対象工事付近における手持ち工事		
6	契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連		
7	手持ち資材の状況		
8	資材購入先との関係		
9	手持ち機械数の状況		
10	労務者の確保計画		
11	過去に施工した公共工事名及び発注者の状況		
12	建設副産物の処分計画		
13	その他必要な事項		

様式第14号（第11条関係）

年 月 日

様

桑名市長 印

低入札価格調査結果通知書

年 月 日に入札を執行した下記の工事については、入札価格が低入札価格であったため、落札(候補)者の決定を保留し、調査を行いました。調査の結果、貴社を落札(候補)者としてしないことに決定しましたので通知します。

記

1. 公告番号 :

2. 工事名 :

3. 入札金額 : 円

【落札(候補)者としてしない理由】

様式第15号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）桑名市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話

印

低入札価格調査結果照会

年 月 日付で通知のありました低入札価格調査結果について、下記のとおり照会します。

記

1. 公告番号 :
2. 工事名 :
3. 照会内容 :

様式第16号（第11条関係）

年 月 日

様

桑名市長 印

低入札価格調査結果照会に対する回答

年 月 日付で照会のありました低入札価格調査結果について、下記のとおり回答します。

記

1. 公告番号 :
2. 工事名 :
3. 回答内容 :